

日本国際法学生協会規則(2022年1月規則)

目次

第1章：総則（1－5条）	1
第2章：会員（6－11条）	2
第3章：学生運営委員（12－18条）	3
第4章：構成校会議（19条－30条）	4
第5章：学生運営委員会（31－39条）	7
第6章：財産及び会計（40－45条の9）	8
第7章：規則の変更、解散など（46－48条）	10
第8章：雑則（49条）	10

第1章：総則（1－5条）

第1条（名称）

本会の名称を、「日本国際法学生協会」（英語名：Japan International Law Student Association）（以下「JILSA」という。）とする。

第2条（事務所）

京都市左京区吉田本町京都大学法学部内

第3条（目的）

本会は、国際法模擬裁判を通して学生の国際法知識・法的思考の涵養に貢献し、また国際法模擬裁判に係る学生同士の相互交流を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) Philip C. Jessup International Law Moot Court Competition Japan National Round（以下「Jessup 国内大会」という。）およびこれに関連する活動の準備・運営
- (2) 国際法模擬裁判大会同窓会の運営
- (3) 構成校間の懇親会の運営

第5条（Web サイト及びメーリングリスト）

(1) 本規則の定める事項の公表及び JILSA の広報、資料公開のために Web サイトを設けるものとする（以下「JILSA Web サイト」という。）。なお、Web サイトには以下の各号に掲げる情報を必ず載せ

なければならない。

- (a) 本会への入会を認められた団体（以下「構成校」という。）の大学名
- (b) 学生運営委員長、副委員長及び会計監査人の氏名と所属大学
- (c) 学生運営委員会の議事の要旨

(2) 学生運営委員間の連絡のためにメーリングリスト(Slack その他の連絡手段を含む。以下同じ。)を設けるものとする（以下「学生運営委員会メーリングリスト」という。）。また、学生運営委員会と構成校代表との連絡のためにメーリングリストを設けるものとする（以下「JILSA メーリングリスト」という。）。なお、このメーリングリストは以下の各号に掲げる事項の伝達については必ず利用されなければならない。

- (a) 本会への入会を新しく認められた構成校の大学名
- (b) 脱会した構成校の大学名
- (c) 学生運営委員、準学生運営委員及び会計監査人の氏名と大学名
- (d) 構成校会議に提出される議案
- (e) 学生運営委員会に提出される議案

第 2 章 : 会員 (6 - 11 条)

第 6 条 (会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した、国際法模擬裁判を行う大学の学生団体とする。

第 7 条 (入会)

- (1) 本会への入会は学生運営委員会へ申請するものとし、その入会は学生運営委員会が申請を受理したときに認められる。
- (2) 構成校の大学名は、学生運営委員会により学生運営委員会メーリングリスト及び JILSA メーリングリストに送付される。

第 8 条 (会費)

- (1) Jessup 国内大会に出場する構成校の支出する大会登録料を本会の会費とする。
- (2) 大会登録料は、学生運営委員会の議決を経て別途これを定める。
- (3) 設定された大会登録料に構成校会議で反対の議決がされた場合は、前年度の大会登録料が当該年度の大会に適用される。
- (4) 構成校に別途会費を課す場合は、構成校会議の議決を必要とする。

第 9 条 (脱会・退会)

- (1) 構成校が脱会を希望する時は学生運営委員会に通知をするものとする。
- (2) 構成校が次の各号の一に該当する場合は、学生運営委員会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (a) 特段の事情なく、第 20 条第 1 項に反し構成校会議に代表を参加させないとき
 - (b) 第 13 条第 2 項に反し学生運営委員を出さない状況が 2 年以上続いたとき
 - (c) メンバーが 0 人になったとき
- (3) 脱会した構成校の大学名は、学生運営委員会により学生運営委員会メーリングリスト及び JILSA メーリングリストに送付される。

第 10 条（除名）

構成校が次のいずれかに該当する場合は、構成校会議の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 本会規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

第 11 条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

- (1) 会員が第 9 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- (2) 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章：学生運営委員（12－18 条）

第 12 条（学生運営委員の設置）

- (1) 第 4 条に掲げる事業の執行のため、役員として学生運営委員を置く。
- (2) 学生運営委員の中から学生運営委員長、学生運営副委員長及び会計担当者を定める。

第 13 条（選任等）

- (1) 学生運営委員は、各構成校からの指名に基づき、構成校会議において選任する。
- (2) 各構成校は、少なくとも 1 名以上の学生運営委員を指名しなければいけない。ただし、その年の新規参加校についてはこの限りでない。
- (3) 特段の事情があつて学生運営委員を選出できない構成校は、学生運営委員会の承諾を得た上で、学生運営委員の指名を免除される。
- (4) 学生運営委員長及び副委員長は、学生運営委員の中から、構成校会議において選任する。
- (5) 学生運営委員の氏名・役職と所属大学は JILSA Web サイトにおいて公表されるものとする。

第 14 条（職務）

- (1) 学生運営委員長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 学生運営副委員長は、学生運営委員長を補佐し、学生運営委員長に事故あるとき又は学生運営委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計担当者は、第 6 章の定めるところにより、本会の会計に関する業務を執行する。

(4) 学生運営委員は、学生運営委員会を構成し、この規則の定め及び学生運営委員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

第 15 条（地位）

学生運営委員は個人の資格で学生運営委員会に参加するものとし、所属構成校の何らかの利益を代表するものではない。

第 16 条（任期等）

学生運営委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

第 17 条（準学生運営委員）

(1) 学生運営委員が所属構成校の事情により大会に参加しなければならない場合、学生運営委員長はその者を準学生運営委員として、学生運営委員会への参加が当該構成校に有利にならないように配慮した上で、大会への参加を認めることができる。

(2) 準学生運営委員の氏名及び所属大学については、学生運営委員長により学生運営委員会メーリングリスト及び JILSA メーリングリストに送付されるものとする。

第 18 条（解任）

(1) 学生運営委員が次の各号の一に該当する場合は、構成校会議において構成校総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、これを解任することができる。

(a) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき

(b) 職務上の義務違反、その他学生運営委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(2) 前項の規定により解任しようとする場合は、当該学生運営委員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う構成校会議において、当該学生運営委員に弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章：構成校会議（19 条－30 条）

第 19 条（種別）

本会の総会を構成校会議とし、これは通常会議と臨時会議の 2 種とする。

第 20 条（構成）

(1) 構成校会議は、各構成校により指名された構成校代表各 1 名をもって構成する。

(2) 構成校代表は、学生運営委員を兼任することを妨げられない。ただし、学生運営委員長及び副委員長はこの限りではない。

(3) 各構成校代表は議案提出権を有する。

第 21 条（構成校代表以外の議案提出）

学生運営委員会は、構成校会議へ議案を提出することができる。

第 22 条（オブザーバー）

- (1) 議題に関係のある学生運営委員はオブザーバーとして構成校会議に出席しなければならない。
- (2) この他に、学生運営委員長は必要と認める者をオブザーバーとして出席させることができる。
- (3) 上記オブザーバーは、構成校会議において発言を行うことができる。但し、表決権はもたない。

第 23 条（権能）

構成校会議は、以下の事項について議決する。

- (1) 本規則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 大会登録料の承認
- (4) 予算及び決算報告
- (5) 第 8 条第 2 項における会費及びその額の承認
- (6) 構成校の除名
- (7) 学生運営委員の選任および解任
- (8) 学生運営委員長・副委員長の選任および解任
- (9) 会計監査人の選任及び解任
- (10) 会計監査人の構成校会議への出席の請求
- (11) Jessup 国内大会運営に係る重要事項
- (12) その他運営に関する重要事項

第 24 条（開催）

- (1) 通常会議は、毎年夏季及び冬季の 2 回開催する。
- (2) 臨時会議は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (a) 学生運営委員会が必要と認め招集の要請をしたとき
 - (b) 構成校総数の 2 分の 1 以上から招集の要請があったとき

第 25 条（招集）

- (1) 構成校会議は学生運営委員長が招集する。
- (2) 学生運営委員長は、前条第 2 項第 a 号又は第 b 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時会議を招集しなければならない。
- (3) 構成校会議を招集するときは、構成校に対し、会議の日時、場所（オンラインで行う場合を含む。以下同じ。）、目的及び審議事項を記載したうえで、JILSA メーリングリストによって開催日の少なくとも 1 週間前に通知しなければならない。ただし、学生運営委員長が緊急に構成校会議を開催する必要がある

あると認めるときはこの限りではない。

第 26 条（議長）

構成校会議の議事における議長は、学生運営委員長が行う。ただし、出席した構成校代表の過半数の同意を得て、他の学生運営委員を議長とすることができる。

第 27 条（定足数）

構成校会議は、構成校総数の 4 分の 1 以上の構成校代表の出席がなければ開会することができない。

第 28 条（議決）

- (1) 構成校会議における議決事項は第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- (2) 構成校会議の議事は、本規則で別に定める場合を除き、出席した構成校代表の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (3) 構成校会議における代表出席校が、構成校総数の 3 分の 2 以上に満たない場合、構成校会議の議事は出席した構成校代表の過半数にて暫定的に決する。その後、欠席した構成校代表に議事内容を第 5 条第 2 項に定める手段にて迅速に通知することが求められ、通知から 1 週間において会議での賛成票を上回る反対が欠席した構成校代表によりなされた場合は、暫定的決定は覆される。当該基準を満たさない場合は、暫定的決定が確定される。なお、この確定的決定は迅速に構成校に第 5 条第 2 項に定める手段にて通知されなければならない。

第 29 条（表決権等）

- (1) 各構成校代表は平等に一票の投票権を有する。
- (2) やむを得ない理由のため構成校会議に出席できない構成校代表は代理人を選任して表決を委任することができる。
- (3) 前項の規定により表決した構成校は、前 2 条、次条第 1 項及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

第 30 条（議事録）

- (1) 構成校会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (a) 開催の日時及び場所
 - (b) 構成校総数及び出席者数（表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (c) 審議事項
 - (d) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (2) 議事録は、学生運営委員長の記名の上、JILSA Web サイトにおいて公表されなければならない。

第5章：学生運営委員会（31－39条）

第31条（構成）

- (1) 学生運営委員会は、学生運営委員によって構成する。
- (2) 学生運営委員は議案提出権を有する。

第32条（学生運営委員以外の議案提出）

各構成校は、学生運営委員長へ議案の提出を要請することができる。学生運営委員長はその議案を学生運営委員会に提出しなければならない。

第33条（権能）

学生運営委員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 構成校の入会・退会に関する事項
- (2) Jessup 国内大会運営に係る事項
- (3) 大会登録料の額
- (4) 予算及び決算
- (5) 財産の管理方法
- (6) 構成校会議に付議すべき事項
- (7) その他構成校会議の議決を必要としない本会運営に関する事項

第34条（開催）

学生運営委員会は、学生運営委員長が必要と判断する場合に開催する。

第35条（招集）

学生運営委員会は、学生運営委員長が招集する。

第36条（議長）

学生運営委員会の議事における議長は、学生運営委員長が行う。

第37条（議決）

学生運営委員会の議事は、本規則で別に定める場合を除き、学生運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第38条（表決権）

学生運営委員長及び副委員長並びに各学生運営委員は平等に一票の投票権を有する。

第39条（議事録）

(1) 学生運営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (a) 開催の日時及び場所
- (b) 学生運営委員総数及び出席者数
- (c) 審議事項
- (d) 議事の経過の概要及び議決の結果

(2) 議事録は、構成校のいずれかの求めがあり、その求めに特段の事情が存する場合は、学生運営委員長の記名の上、公表しなければならない。

第 6 章 : 財産及び会計 (40 – 45 条の 9)

第 40 条 (財産の構成)

本会の財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入

第 41 条 (財産の管理等)

- (1) 本会の財産は、学生運営委員会の定めるところにより、会計担当者が管理する。
- (2) 会計担当者は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、適時に、正確な会計帳簿及びその附属明細書を作成しなければならない。

第 42 条 (経費の支弁)

本会の経費は、本会の財産をもって支弁する。

第 43 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 7 月初日に始まり翌年 6 月末日に終わるものとする。

第 44 条 (予算)

- (1) 本会の予算は、毎会計年度毎に会計担当者が作成し、当該会計年度が開始する時点から 1 か月以内に学生運営委員会の議決を経なければならない。
- (2) 当該会計年度中の予算の変更（以下「補正予算」という。）は、学生運営委員会の議決による。
- (3) 本会の予算及び補正予算は、当該年度の夏季通常構成校会議に報告されなければならない。但し、やむを得ない事情がある場合は、冬季通常構成校会議での報告に代えることができる。
- (4) 学生運営委員会は、本会の予算の執行方法を定めた細則を制定することができる。

第 45 条（決算）

本会の決算は、次年度の夏季通常構成校会議に報告されなければならない。

第 6 章の 2：会計監査人（45 条の 2－45 条の 9）

第 45 条の 2（設置義務）

本会は、会計監査人を置かなければならない。

第 45 条の 3（選任）

会計監査人は、学生運営委員会の意見を考慮し、構成校会議でこれを選任する。

第 45 条の 4（任期）

会計監査人の任期は、1 年とする。

第 45 条の 5（権限）

- (1) 会計監査人は、本会の会計帳簿及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告を作成しなければならない。
- (2) 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は会計担当者に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (3) 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、学生運営委員を使用してはならない。

第 45 条の 6（会計担当者の行為の差止め等）

- (1) 会計監査人は、会計担当者の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは本規則に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該会計担当者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- (2) 前項の規定により差止め請求を行った場合において、相当の期間内に当該会計担当者が当該行為を中止しないときは、遅滞なく、これを構成校に報告しなければならない。

第 45 条の 7（構成校会議における意見の陳述）

- (1) 会計帳簿又はその附属明細書が法令又は本規則に適合するかどうかについて会計監査人が会計担当者と意見を異にするときは、会計監査人は、通常構成校会議に出席して意見を述べることができる。
- (2) 構成校会議において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は通常構成校会議に出席して意見を述べなければならない。

第 45 条の 8（解任）

会計監査人の解任については、第 18 条（解任）の規定を準用する。

第 45 条の 9 (公示)

会計監査人の公示については、第 13 条第 5 項の規定を準用する。

第 7 章 : 規則の変更、解散など (46 - 48 条)

第 46 条 (本規則の変更)

この規則の改正は、学生運営委員会において 3 分の 2 以上の賛成をもって発議され、構成校会議において出席した構成校代表の 3 分の 2 以上の賛成をもって採択されなければならない。

第 47 条 (解散及び残余財産の処分)

- (1) 本会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (a) 構成校会議の議決
 - (b) 構成校の欠亡
 - (c) 合併
 - (d) 破産
- (2) 前項に基づき本会が解散する際には、構成校総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- (3) 本会が解散した時は、学生運営委員長が清算人となる。
- (4) 本会が解散の際に有する残余財産は、構成校会議において構成校総数の半数以上の議決をもって選定された公益法人に譲渡するものとする。

第 48 条 (合併)

本会が合併する際には、構成校総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

第 8 章 : 雑則 (49 条)

第 49 条 (細則)

この規則の施行について必要な細則は、学生運営委員会の決定により定められる。

附則

1. 本規則は、この団体設立の日から施行する。
2. 第 45 条の 4 (任期) の規定は、本規則の改訂規則 (2011 年 12 月規則) が施行された会計年度の会計監査人には適用せず、当該会計監査人の任期は当該会計年度の終了までとする。
3. 本規則は、2020 年 2 月 14 日に一部改正された。
 - (a) 追加
 - ① 第 28 条 2 項の 2
 - (b) 変更
 - ① 第 27 条
4. 本規則は、2020 年 9 月 17 日に一部改正された。

(a) 変更

- ① 4条1項・2項・3項
- ② 5条2項
- ③ 6条
- ④ 8条1項a号・b号・c号及び2項
- ⑤ 9条2項b号
- ⑥ 11条2項
- ⑦ 13条1項a号・b号・c号、2項・3項
- ⑧ 25条2項
- ⑨ 28条2項の2

5. 本規則は2022年1月22日に一部改正された。

(a)変更(誤記の修正・表記の揺れを統一したものを除く)

第5条、第9条、第25条、第43条、第44条

(b) 2020年度(2021Jessup)における第43条の適用については、同条中、「3月31日」とあるのは、「6月末日」と読み替えるものとする。